

食品安全委員会第 276 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 3 月 5 日（木） 14:00～14:40

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明
について

・動物用医薬品 モネパンテル

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「シフルフェナミド」に関する意見・情報の募集について

・「プロスルホカルブ」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「オキシベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ

DP-356043-5 (飼料)」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の 2 月の運営について

(5) その他

4. 出席者

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「モネパンテル」の食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈シフルフェナミド〉
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈プロスルホカルブ〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタラキシル及びメフェノキサム〉
- 資料 3 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈オキシベンダゾール〉
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5 (飼料)〉
- 資料 4 食品安全委員会の 2 月の運営について
- 追加資料 愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から、食品安全委員会第 276 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 276 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 9 点ございます。

資料 1-1 「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 1-2。

資料 2-1 及び資料 2-2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3-1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（メタラキシル及びメフェノキサム）」。

資料 3-2 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（オキルベンダゾール）」。

資料 3-3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議会結果について（除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤ダイズ DP-356043-5（飼料）」。

資料 4 が「食品安全委員会の 2 月の運営について」。

追加資料が「愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

◆見上委員長 最初に「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から、3 月 3 日付けで動物用医薬品 1 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしく願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

資料 1-2 に基づいて御説明をしたいと思います。

『モネパンテル』の食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価についてでございます。

「1. 経緯」としましては、このモネパンテルにつきましては、本年 1 月 23 日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」、いわゆるインポートトランス申請ですけれども、これに基づきまして、残留基準の設定が要請されてきたところでございます。本剤の食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

本剤は、アミノアセトニトリル誘導体系の線虫駆除剤でございまして、線虫類に特有なニコチン性のアセチルコリン受容体に作用することにより、麻痺させて作用すると考えられております。

今回、羊への残留基準の設定が要請されているところでございます。

国際的には JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりませんが、

EU 及びニュージーランドにおいて残留基準が設定され、ニュージーランドにおいては本年 1 月 13 日付けで承認されております。

また、EU においては、製造販売承認の審査中でございます。

「今後の方向」でございますけれども、食品安全委員会での御評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、上記動物用医薬品の食品中の残留基準設定等について検討することとしております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 國枝基準審査課長、どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。次の議事に移らせていただきます。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 2-1 と資料 2-2 に基づいて御説明いたします。

まず、資料 2-1 「シフルフェナミド」の評価書(案)でございます。

評価書(案)の 3 ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。本農薬につきましては、2002 年 12 月に初回農薬登録がされております。

その後、2005 年 11 月にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請は、基本法 24 条 2 項によります評価の依頼でございます。

評価書(案)の 6 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、シフルフェナミドは殺菌剤でございます。うどんこ病及び灰星病に防除効果を示すというものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7 ページ以降に記載がございます。

まず、「動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いて検討が行われております。

吸収率でございますが、投与量によっても異なりますが、低用量の投与群では 70%から 85%、高用量の投与群では 40%から 50%程度吸収されるということでございます。

8 ページの表 1 にお示ししますように、 T_{max} でございますけれども、低用量で見ますと 1 から 4 時間、高用量になりますと 6 から 12 時間ということでございます。

吸収されますと、肝臓での分布が最も高いということで、次いで腎臓、脾臓、脂肪、卵巣に分布が高いという結果でございます。

排泄につきましては、9 ページ以降に記載がございます。

10 ページの表 3 にそれぞれの排泄率が示してございます。御覧いただくとお分かりになりますように、本農薬につきましては、胆汁中への排泄が主要な経路ということございまして、尿へもわずかに排泄をされるという結果となっております。

12 ページ以降には、イヌを用いた動物体内運命試験の成績が出ておりますけれども、基本的にはラットと同様の成績ということとなっております。

15 ページにまいりまして、「植物体内運命試験」の成績がまとめられております。

きゅうり、りんご、小麦を用いまして、検討が行われております。

きゅうりにつきましては、茎葉散布、あるいは土壌処理での試験成績がまとめられておりますけれども、きゅうりの場合ですと、果実、葉など、地上部への移行はほとんどないということでございます。

16 ページ、りんごの木に散布した場合でございますが、果実あるいは葉の表面から内部へ若干移行するという結果となっております。

小麦の場合ですと、穀粒中への残留性は低いという結果になっております。

毒性の試験成績につきましては、21 ページ以降に記載がされております。

本農薬の毒性の特徴でございますが、23 ページの「表 19」にラットの「90 日間亜急性毒性試験」の成績がまとめられております。低用量では肝臓、腎臓への影響が認められます。高用量になりますと甲状腺、精巣、心筋、それから脳へ毒性の影響が認められるということでございます。

この毒性の特徴については、24 ページのマウスの試験、25 ページにイヌの試験成績が出ておりますが、ほぼ同様の所見が認められるということでございます。

26、27 ページには、「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」、あるいは「発がん性試験」の成績がまとめられております。

高用量の投与群になりますと、甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められ、マウスの試験で言いますと、肝

細胞腺腫の発生頻度が増加をしたという結果となっております。

28 ページ、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。

ラットを用いました 2 世代繁殖試験の結果では、繁殖能に対する影響は認められなかったということでございます。

発生毒性試験でございますが、ラットについては特に問題となる所見はございません。

ウサギを用いた発生毒性試験におきましては、母動物で流産あるいは胎児吸収といったようなものが認められております。

また、胎児におきましては、外表異常、内臓異常、骨格異常、骨化遅延の発生頻度が増加をした、あるいは、不完全化骨が増加をしたという結果となっております。

これらの所見については、それぞれ無毒性量も設定をされているところでございます。

31 ページにまいりますと、「遺伝毒性試験」の成績がまとめられておりますが、すべての試験において陰性であったということでございます。

本農薬の特徴といたしまして、いろいろなところに毒性が出るということで、それらの毒性について、メカニズムに関する試験が追加をされております。33 ページの「その他の試験」に、これらの試験がまとめられております。

「(1)イヌの脳に認められた空胞化に関する検討」につきましては、本農薬 GABA トランスアミンナーゼの阻害剤でございますピガバトリンとの類似性が認められるといった考察がなされております。

35 ページに飛びますが、「(2)マウスの肝細胞腫瘍発生に関する検討」につきましては、これらの肝細胞腺腫の増加というものは、シフルフェナミドによるプロモーション作用によると考えられるという考察になっております。

36 ページ、「(3)ラットの甲状腺腫瘍発生及び精巣間細胞過形成に関する検討」が行われております。それぞれ肝薬物代謝酵素誘導によりまして、甲状腺ホルモンの代謝、排泄が亢進される。その結果として、フィードバックによってそれぞれの組織の機能が亢進されるといった考察があります。

精巣間細胞過形成については、テストステロンの代謝及び排泄亢進に対するネガティブフィードバックの結果と考察をされているところでございます。

38 ページ、心筋への異常についての考察がなされております。

本農薬につきましては「カルニチン依存性パルミトイル基転移酵素」を阻害するというので、その結果といたしまして、心筋脂肪沈着あるいは空胞というものが認められたのであろうという考察になっております。

腎への影響につきましては、39 ページの方にまいりますけれども、本農薬が COX I あるいは COX

Ⅱを阻害することによって、腎血流量が減少したという結果として、毒性の影響が出ているのであろうという考察となっております。

以上のような試験成績を基にいたしまして、40 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。

農薬専門調査会は、無毒性量の最小値、イヌを用いました 1 年間慢性毒性試験の 4.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.041 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっております。

続きまして、資料 2-2、「プロスルホカルブ」でございます。

評価書の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2007 年 8 月、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡がございました。これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書（案）の 6 ページの「開発の経緯」に記載がございますように、プロスルホカルブは、チオカーバメート系の除草剤でございます。超長鎖脂肪酸の生合成阻害作用によって、生体膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて植物を枯死させると考えられているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7 ページ以降に記載がございます。

まず、「動物体内運命試験」は、ラットを用いて検討されておりますが、吸収率は、今回の試験におきましては、雄で 55%、雌で 79%であると考えられたというところでございます。

血中濃度推移でございますが、「表 1」に記載がございますように、低用量の投与群で 4 から 5 時間、高用量群になりますと、24 から 30 時間で T_{max} に達するというところで、比較的緩やかに吸収されるというものでございます。

組織中における濃度が「表 2」に掲載されておりますが、吸収されますと腎臓、肝臓、血液で分布が高いという結果でございます。

排泄については、飛びますけれども、12 ページの「表 8」にそれぞれの排泄率がまとめられております。

主要な排泄は尿中排泄でございまして、胆汁中排泄も比較的多くあるというものでございます。

「植物体内運命試験」につきましては、大麦、小麦、えんどう、ばれいしょを用いて検討されております。

大麦、小麦の場合ですと、可食部への移行性は少ないという結果でございます。

えんどう、ばれいしょにつきましても、移行性は少ないというところでございまして、17 ページの「作物残留試験」の結果を見ましても、残留値はいずれも定量限界未満というところでございます。

「毒性試験」の成績につきましては、19 ページ以降に記載されております。

カーバメート系の農薬であるということで、神経毒性試験が実施されておりますけれども、急性神経毒性試験の結果、神経毒性は認められなかった。あるいは急性遅発性神経毒性試験の結果、遅発性神経毒性は認められなかったという結果でございます。

本農薬の毒性の特徴といたしましては、腎臓あるいは肝臓、高用量で血液に毒性が出てまいります。亜急性毒性試験の成績が「表 18、19」、慢性毒性の結果が「表 20」にまとめられております。

2年間慢性毒性／発がん性併合試験、あるいは発がん性試験の結果によりますと、発がん性の方は認められておりません。

24 ページにまいりまして、「生殖発生毒性試験」の結果がまとめられております。

ラットを用いました2世代繁殖試験の結果、繁殖能に対する影響は認められておりません。

一方で、発生毒性試験でございますけれども、ラットの場合ですと、胸骨分節及び胸椎椎体の骨化遅延が認められておりますが、胎児の低体重に関連したものであり、発育遅延を示唆するものと考察されております。

また、ウサギを用いました発生毒性試験でございますけれども、胎児の形態検査の結果、舌弓湾曲を有する腹の発生率は増加をしたという結果が出ております。

25 ページの下の方に考察の記載がございますけれども、腹発生率は背景データの範囲内にあったことから、投与に関連しないものと考えられたという考察となっております。

「遺伝毒性試験」の成績が、26 ページにまとめられておりますが、すべて陰性という結果でございました。その他の試験が 26 から 28 ページにかけて記載されております。

本農薬の特徴といたしまして、ラットの嗜好性を低下させるということによりまして、餌を食べなくなるということで、結果として体重増加抑制を起こすといった試験成績並びに考察がなされているところでございます。

以上のような試験成績を基に「食品健康影響評価」が 29 ページからまとめられております。

30 ページにまいりまして、ADI の設定でございますが、無毒性量の最小値、これは表 28 にも記載がございますが、ラットを用いた2世代繁殖試験の親動物の雄における 0.48 mg/kg 体重/日ということでございます。

しかしながら、より長期の試験でございます2年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量が、1.9 mg/kg 体重/日ということでございます。

用量設定といった問題もございまして、専門調査会といたしましては、最終的にラットにおける 1.9 mg/kg 体重/日とするのが妥当と考えられるということで、これを基にいたしまして、安全係数 100 で除した 0.019 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

以上、2 品目につきましては、本日の委員会終了後から 4 月 3 日までの 30 日間、国民からの御

意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

◆本間委員 プロスルホカルブのところなのですが、嗜好性低下の試験が 27 ページにありますけれども、この嗜好性低下はサンプルににおいがあるとか、そういうような可能性の記述がありましたか。

◆北條評価課長 においが問題かどうか、今すぐには分からないのですが、何らかの原因によってこのものが含まれていることを嫌うということによって食べなくなるということのようです。

◆本間委員 了解しました。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かありますか。

それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬 1 品目、動物用医薬品 1 品目及び遺伝子組換え食品等 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず、農薬 1 品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 3-1 に基づいて御説明いたします。

「メタラキシル及びメフェノキサム」の評価書でございます。

4 ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思っております。

今回の農薬の評価につきましては、2003 年 7 月でございますが、清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

続きまして、2007年5月でございますけれども、農林水産省より厚生労働省へ、メフェノキサムの農薬登録申請に係る連絡がございまして、これに基づきまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

併せまして、本農薬につきましては、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されていることから、基本法24条2項による諮問も行われているものでございます。

評価書(案)につきまして、本年1月29日から2月27日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、最後から2ページ目に記載がございましたように、期間中に御意見・情報はございませんでした。ただし、評価書につきましては、若干修正を加えてございます。

安全性試験に係る試験成績のうち、動物体内運命試験の記載につきまして、食品安全委員会からの御指摘を踏まえまして、項目立てを「吸収」、「分布」、「代謝物」、「排泄」という順番に整理をし直したものでございます。その結果として、一部修正が入ったということでございます。

評価の内容については変更がございませんので、このものにつきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量を0.022mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 続きまして、動物用医薬品1品目について説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料3-2に基づいて御説明いたします。

「オキルベンダゾール」は寄生虫の駆除剤でございます。2007年7月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

評価書（案）につきまして、1月22日から2月20日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載のとおり、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「オキシベンダゾールの一日摂取許容量を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について説明願ひます。

◆北條評価課長 それでは、資料3-3に基づいて御説明をいたします。

「除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5」でございますが、この遺伝子組換えダイズにつきましては、既に食品としての評価を終えているものでございます。今回のものは、そのダイズを飼料に用いるということについての食品健康影響評価についての要請でございました。

したがいまして、この評価書（案）の4ページの下から7行目から記載がございますように『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断される。」と評価をされているものでございます。

したがいまして、このものにつきましては、国民からの御意見・情報の募集の手続を行わず、このまま関係機関の方へ通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまし

て、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととしまして、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、『『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断される。』ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会の2月の運営について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全委員会の2月の運営について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 お手元の資料4に基づきまして説明いたします。

最初に「1. 食品安全委員会の開催」状況でございます。

2月5日に開催されました第272回会合の結果でございます。

(1)は、表記記載の品目につきましてリスク管理機関から説明を受けております。

(2)は、農薬専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)は、食品健康影響評価でございます。

記載の農薬2品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)は「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成20年度評価依頼予定物質」の追加につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

その外、食品安全委員会の1月の運営について報告しております。

続きまして、2月12日に開催されました第273回会合の結果でございます。

(1)でございますが、記載の農薬9品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

記載の添加物1品目につきまして、評価要請の取下げとして、処理することを決定しております。

(2)は、農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)食品健康影響評価でございます。

記載の農薬 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)食品安全委員会の改善に向けた検討につきまして、取りまとめられました案につきまして、意見・情報の募集の手続に入ることを決定しております。

(5)企画専門調査会における審議結果といたしまして、平成 21 年度食品安全委員会運営計画(案)につきまして、意見募集の手続に入ることを決定しております。

また、基本的事項のフォローアップについて、事務局から報告しております。

その外、食品安全モニターからの報告(平成 20 年 12 月分)について事務局から報告しております。

2 月 19 日に開催されました第 274 回会合の結果でございます。

(1)は下に記載しておりますが、記載の案件につきまして、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときとして取り扱うことにつきまして、照会がございまして、評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することを確認しております。

(2)は記載の農薬 1 品目と、汚染物質 1 品目、特定保健用食品 1 品目につきまして、リスク管理機関からの説明を受けております。

(3)は添加物専門調査会、農薬専門調査会、肥料・飼料等専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(4)は食品健康影響評価でございます。

表に記載の案件につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

その外、食の安全ダイヤルに寄せられた質問等(平成 21 年 1 月分)について、事務局から報告しております。

続きまして、2 月 26 日に開催されました第 275 回会合の結果でございます。

(1)は記載の遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2)は農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)は食品健康影響評価でございます。

記載の動物用医薬品 2 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)は BSE 対策に関する調査結果等につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

(5)は食品安全モニター課題報告につきまして、事務局から報告しております。

(6)は「平成 19 年度及び平成 20 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果」につきまして、事務局から報告し、報告のとおり決定しております。

続きまして「2. 専門調査会の運営」でございます。以下は開催日時の紹介のみとさせていただきます。

リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、第 43 回会合を 2 月 25 日に開催しております。

添加物専門調査会につきましては、第 67 回会合を 2 月 2 日。第 5 回合同ワーキンググループを 2 月 13 日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第 19 回確認評価第二部会を 2 月 3 日に開催。

第 29 回総合評価第一部会を 2 月 13 日に開催。

第 22 回確認評価第一部会を 2 月 20 日に開催。

第 48 回幹事会を 2 月 24 日に開催しております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第 106 回会合を 2 月 10 日に開催。

第 107 回会合を 2 月 18 日に開催しております。

器具・容器包装専門調査会につきましては、第 4 回生殖発生毒性に関するワーキンググループを 2 月 20 日に開催しております。

化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、第 5 回鉛ワーキンググループを 2 月 10 日に開催しております。

微生物・ウイルス専門調査会につきましては、第 7 回ワーキンググループを 2 月 9 日、第 5 回会合を 2 月 10 日に開催しております。

プリオン専門調査会につきましては、第 55 回会合を 2 月 3 日、第 56 回会合を 2 月 27 日に開催しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、第 68 回会合を 2 月 17 日に開催しております。

新開発食品専門調査会につきましては、第 5 回合同ワーキンググループを 2 月 13 日に開催し、第 55 回会合を 2 月 24 日に開催しております。

肥料・飼料等専門調査会につきましては、第 30 回会合を 2 月 10 日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございます。

意見交換会でございます。

「食品安全セミナー」を 2 月 3 日に秋田県で開催しております。

「食品に関するリスクコミュニケーションー食品安全を伝えるリスクコミュニケーションをいかに進めるかー」というテーマで、意見交換会を 2 月 27 日に東京都で開催しております。

地域の指導者育成講座でございます。

2 月 6 日に富山県で、2 月 10 日に静岡県、2 月 20 日に高知県で開催しております。

また、ファシリテーターの育成講座につきましては、2月13日に鳥取県、2月17日に和歌山県で開催しております。

インタープリターの育成講座につきましては、2月3日、4日に大阪府。

2月5日、6日に栃木県。

2月19日、20日に広島県で開催しております。

その外、食品産業センターと食品安全委員会委員との懇談会を2月9日に開催しております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。外に何か議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。

愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

◆見上委員長 これまで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。最後に私から報告がございます。

追加資料のとおり、愛知県において、H7N6 亜型（弱毒タイプ）の鳥インフルエンザが発生したことに伴い、「委員長談話」を発表いたしました。

鶏肉・鶏卵と同様に、うずらの卵、うずらの肉を含む家きん卵、家きん肉を食べることによって、鳥インフルエンザがヒトに感染することは考えられず、これらの肉、卵は「安全」と考えています。

国民の皆様におかれましては、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、食品安全委員会第276回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、3月12日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、明日6日（金曜日）10時から微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループが公開で開催。

6日、14時から新開発食品専門調査会が非公開で開催。

来週10日（火曜日）14時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

11日（水曜日）14時から農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。